

# 須磨警察署

## 駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの業務を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

### 活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、自動二輪車等を含む放置車両の確認等を実施します。

### 留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、本ガイドラインの範囲内となりますが、本ガイドラインの範囲外であっても、次の事項に該当する場合は、警察署長の指示に従い確認事務を行うことが出来ます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催事等により駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に警察署長が指示する場合

### 参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

### 重点路線

#### ◎ 最重点路線

路線（区間）	重点時間帯
国道2号(管内全線)	9時～22時

#### ◎ 重点路線

路線（区間）	重点時間帯
県道須磨停車場線(須磨駅前交差点～須磨浦通4丁目3番13号先)	9時～22時
県道神戸明石線・市道須磨中央線(大田町1丁目交差点～千守交差点)	9時～22時
市道月見山線(月見山本町2丁目交差点～衣掛町交差点)	9時～22時
市道落合環状線(北落合5丁目交差点～竜が橋交差点)	9時～22時
市道千森川筋線(須磨寺町3丁目交差点～千守交差点)	9時～22時
市道西部148号線(松風橋東詰交差点～稲葉町6丁目交差点)	9時～22時
市道野田外浜線(海浜公園前交差点～長田区境界)	9時～22時
県道神戸三木線(前池町3丁目交差点～堂ノ前交差点)	9時～22時
市道白川伊川谷線(野球場前交差点～白川ランプ交差点)	9時～22時

### 重点地域

#### ◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
板宿・千歳地区周辺	7時～22時

#### ◎ 重点地域

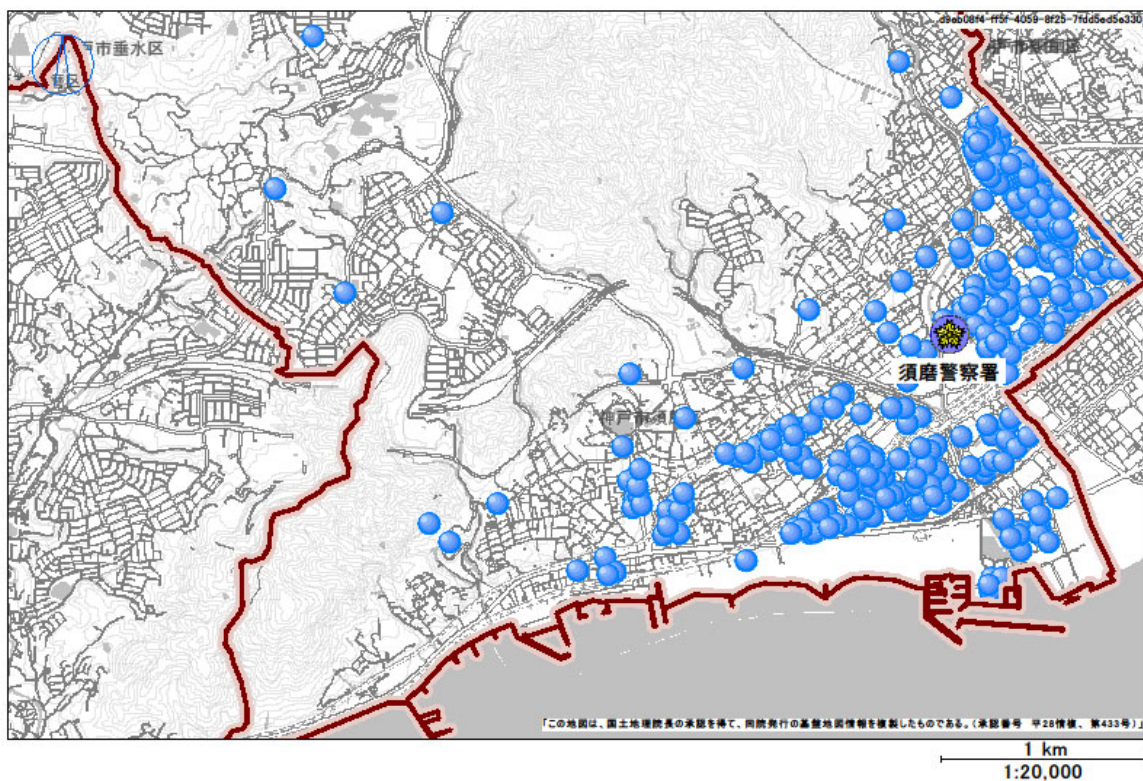
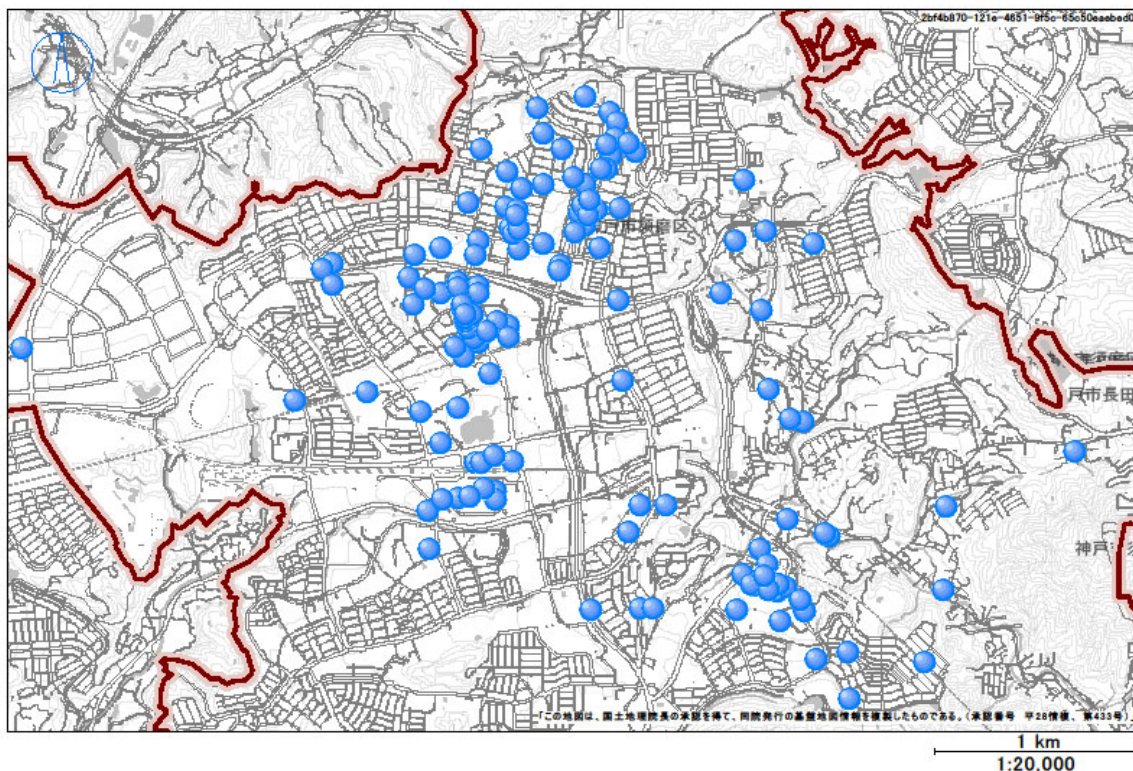
地域	重点時間帯
市営地下鉄名谷駅周辺	7時～22時
市営地下鉄妙法寺駅周辺	7時～22時
白川台地区周辺	7時～22時
北落合地区周辺	7時～22時
須磨海水浴場周辺(特に、海開きの期間)	7時～22時
JR須磨海浜公園駅周辺	7時～22時
JR鷹取駅周辺	7時～22時

#### ◎ 自動二輪・原付重点地域

地域	重点時間帯
市営地下鉄名谷駅周辺	7時～22時
市営地下鉄板宿駅周辺	7時～22時



# 署況 察状 警付 磨取 須章 県標 庫認 兵確



期 間	令 和 5 年 中
取付者	警 察 官 及 び 駐 車 監 視 員